



「港区成年後見制度利用促進事業」は、港区から委託を受け港区社会福祉協議会が実施しています。

特集 第二期成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定から1年 ～東京社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ東京の取り組み～

第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」という。）が令和4年3月に閣議決定されて1年が過ぎました。私たち（公社）東京社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ東京（以下「ぱあとなあ東京」という。）の、第二期計画の実現に向けての取り組みを紹介させていただきます。

第二期計画の「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」をするために、ぱあとなあ東京では、都内を7つのブロックに分け、地域ごとの特色を生かした地域密着型支援ができるよう組織体制を変更しています。各ブロック内の中核機関などの関係機関と、顔の見える関係を築きつつ、地域での支援を必要としている方々への支援ができるような体制作りを進めています。

今まで都内全域で調整して推薦していた候補者も、各ブロックで推薦し、困難なケースも地域で支えあいながら支援できるような体制作りに変更しています。港区に関しては、専門職の候補者は登録制にし、推薦に関する調整はサポートみなとが行っているので特に変更はありません。

また、第二期計画で重要視されていることは、「本人の意思の尊重」です。今までも民法858条で被後見人等の意思の尊重義務は、後見人等に課せられていましたが、もっと積極的に被後見人等に対して「意思の形成」や「意思の表明」の支援など「支援付きの意思の決定」ができるような支援が求められています。

専門職後見人としては、これまで同様身上保護を大切にしつつ、障害者権利条約に関する民法改正にも注視していく必要があります。そして、判断に必要な情報を被後見人等にわかりやすく説明し、本人が意思を自由に表明できるように支援をして、本人が意思決定できるように支援をし、本人が望む人生を歩めるような地域共生社会の実現に向けて地域で連携していかなければと思います。

社会福祉士 東 早苗さん

ぱあとなあ東京会員

港区社会福祉協議会

成年後見利用支援センター運営委員会 委員



サポートみなと 令和4年度事業報告(主な実績)

●令和4年度の相談件数：3,643件（申立支援、実務支援を含む）

本人属性：高齢者85% 精神障害者11% 知的障害3% その他1%

相談の種類：電話77% 訪問10% 来所5% その他7%

●申立支援：1,547件

●実務支援：1,100件

●成年後見人等候補者推薦事業
推薦件数：63件

内訳：弁護士24%、司法書士55%、社会福祉士16%、社会貢献型後見人3%、
港区社会福祉協議会2%

令和3年度よりも相談や申立支援・実務支援が増え、
年々増加傾向です。選任後の本人支援について、関係機
関が連携して支援にあたるチーム会議の取り組みも行
っています！



お知らせ

●親族向け後見人講座

後見人は、専門職だけではなく親族になることも可能です。

成年後見制度利用の手続き、親族後見人の実務について、
後見業務を行っている弁護士がわかりやすく説明します。

日時：令和5年8月21日（月） 18:00～20:00

「成年後見制度の概要・申立て

後見人等の仕事内容について」

場所：芝浦区民協働スペース 多目的室 2、3

（芝浦一丁目16番1号 みなとパーク芝浦1階）

講師：千須和 厚至（弁護士）

※各回定員40名（参集30名+オンライン10名）



昨年度の様子

サポートみなとの取り組み

港区成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、
さまざまな取り組みを進めていきます。

- 社会貢献型後見人の養成
- 成年後見制度に関する講演会
- 出前講座
- 成年後見人の連絡会（座談会）
- 親族後見人向け情報交換会
- 成年後見人等の推薦
- 申立て経費・報酬助成 など



よろしくおねがいします！



今年度の職員

【ご相談・問合せ】

港区社会福祉協議会 成年後見利用支援センター **サポートみなと**

住所 〒106-0032 港区六本木5-16-45 港区麻布地区総合支所2階

電話 03-6230-0283 **Fax** 03-6230-0285

月～金曜日（年末年始・祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分



ホームページ URL: <http://www.minato-cosw.net/service/seinenkoken/>

